

生駒市条例第19号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「住居と勤務場所との間」を「次に掲げる移動」に、「往復する」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 1の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（規則で定める要件に該当するものに限る。）

第2条の2第2項中「前項の往復」を「前項各号に掲げる移動」に、「同項の往復」を「同項各号に掲げる移動」に改める。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第8条の2第1項中「障害の等級」を「傷病等級」に改める。

第9条中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

第10条の2第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第10条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

第12条第1項第4号中「等級」を「障害等級」に改める。

附則第1条の3第1項及び第1条の4第2項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第1中「等級」を「傷病等級」に改める。

別表第2中「等級」を「障害等級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。